

使用料・手数料等の見直し

平成 28 年 12 月改訂

平成 28 年 3 月

伊予市

目次

1	はじめに	1
2	対象	1
3	見直しの基本的な考え方	2
	(1) 受益者負担の原則	
	(2) 算定方法の明確化	
	① 原価等の算定	
	ア 使用料について	
	イ 手数料について	
	② 受益者負担割合	
	ア 使用料における負担の考え方	
	イ 手数料における負担の考え方	
	③ 使用料等の設定基準	
	④ 端数処理	
	(3) 減額・免除規定の見直し	
	(4) 稼働率の低い施設について	
4	使用料等の検証について	6
	(1) 使用料について	
	(2) 手数料について	
5	使用料等の見直しについて	20
	(1) 使用料について	
	(2) 手数料について	
6	実施スケジュール	21
	(1) 実施時期	
	(2) 定期見直し	

1 はじめに

本市は、人口減少に加え、大企業や商業集積地域がないなどの要因により財政基盤が弱く、平成25年度の財政力指数は0.42と自立した財政運営に必要な体力が十分に備わっていない状況である。合併後10年が経過する平成27年度以降、国から配分される地方交付税が段階的に縮小し、財源不足がさらに深刻化する状況が想定される。

歳出に関しても、公共投資による地方債残高の増加とともに、社会保障関係経費の増加で財政の硬直化が進んでいることに加え、子育て支援・雇用創出・定住促進といった人口減少対策をはじめとし、行政需要は拡大しており、財政運営に一段と厳しさが増すことは必至の状況となっている。多様化する行政ニーズに対応しながらも確固とした主体性を持って、地域の実情に柔軟かつ迅速に適応することのできる組織体への転換が必要である。

使用料・手数料（以下、「使用料等」という。）の設定に関する基本方針については、平成17年度に策定した「伊予市行政改革大綱」に基づく取組項目の一つとして、平成22年に庁内に検討委員会を設置し、「受益者負担の原則」「算定方法の明確化」「減額・免除規定の見直し」を主たる柱として、統一的な指標を取りまとめた。

この方針に基づき、施設の使用料や行政サービスの手数料の改定を行ったものの、特に使用料においては、長年にわたる減免規定が据え置きになっているケースが散見される。経費の不足分は市民全体の税金で賄うこととなっていることから、今後施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設整備計画を進めていく上で、施設の維持管理コストの軽減を図るためにも、施設利用者に対して、適切な受益者負担を求めていく必要がある。

持続可能な財政運営を確保していくために、現状を検証し、負担の公平性を確保する見直しを行うこととしたものである。

2 対象

伊予市が徴収する使用料等とは、以下の内容とする。

使用料 … 地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法第225条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例によって定められている料金。

手数料 … 地方公共団体の事務で特定の者のために行う役務の提供に対し、地方自治法第227条の規定に基づき、その事務に要する費用として徴収するもので、条例によって定められている料金。

3 見直しの基本的な考え方

原則として、平成 22 年度に策定した「使用料・手数料の設定に関する基本方針（以下、「平成 22 年方針」という。）」に基づく考え方を保持する。

（１）受益者負担の原則

使用料等とは、公共施設などの利用者から施設利用の対価として、また行政サービスにおける役務提供の費用として納付されるものである。料金は安いほうが望ましいことは論をまたないものの、経費の不足が出た場合には市民全体の税金で賄うことになり、施設やサービスを利用しない人にも負担してもらうこととなる。

利用者と利用しない者との負担の公平性を確保するため、利用者による平等負担について再度確認する必要がある。

（２）算定方法の明確化

応分の負担を利用者に求めるために、料金設定の対象となるコストの範囲や算定方法について再確認する。

① 原価等の算定

ア 使用料について

平成 22 年方針において、原価の算定や受益者負担割合の定め方に関する基本的な考え方として、次の基本算定式を設定している。

$$\text{使用料等 (円)} = \text{原価 (円)} \times \text{受益者負担割合 (\%)} / 100 \quad \dots\text{①}$$

原価の算定に関してもかかる経費は、経常的経費¹のうち、施設の維持管理・運営に係る職員等の「人件費」及び施設の維持管理・運営に係る光熱水費や通信運搬費、委託料等の経費である「物件費」の合計を取り扱う²こととする。

$$\text{経費 (円)} = \text{人件費 (円)} + \text{物件費 (円)} \quad \dots\text{②}$$

原価算定に当たっては、様々な算定方法³があるものの、ここでは、施設の

¹ 経常的経費 施設の維持管理・運営に係る経費。人件費、物件費、備品購入費、維持補修費、減価償却費等からなる。施設の整備に係る土地取得費や工事費は資本的経費という。

² 行政財産や公の施設は、明確な目的を持って設置され、市民の誰もが利用機会を均等に享受できることから、資本的経費の土地取得費や工事費、経常的経費の備品購入費や維持補修費、減価償却費は公費で負担すべき費用とし、受益者負担を求めない。

³ 平成 22 年方針を参照のこと。

一定区画を専用で利用する場合の原価算定方法を基に検証することとする。経費（円）を施設の延べ床面積（㎡）と年間利用可能時間（h）で除したものを管理原価とする。

$$\text{管理原価(円/㎡・h)} = \frac{\text{経費(円)}}{\text{施設の延べ面積(㎡)} \times \text{年間利用可能時間(h)}} \quad \dots\textcircled{3}$$

この管理原価（円/㎡・h）に施設の区画面積（㎡）と利用時間（h）を乗じ、稼働率で除したものを原価とする。

$$\text{原価(円)} = \frac{\text{管理原価(円/㎡・h)} \times \text{区画面積(㎡)} \times \text{利用時間(h)}}{\text{稼働率(\%)} \div 100} \quad \dots\textcircled{4}$$

イ 手数料について

役務の提供に伴う経費としては、提供に要する職員等の「人件費」及び提供に要する必要経費である「物件費」の合計を取り扱うこととする。

$$\text{経費(円)} = \text{人件費(円)} + \text{物件費(円)}$$

原価の算定に関しては、経費（円）を1分間当たりの人件費単価と1件当たりの物件費単価としたものを処理原価として扱う。

$$\text{処理原価} = \text{人件費(円/分・件)} + \text{物件費(円/件)}$$

この処理原価の人件費に1件の処理に要する時間（分）を乗じて物件費を加えたものを原価とする。

$$\text{原価(円/件)} = \text{人件費(円/分・件)} \times \text{処理時間(分)} + \text{物件費(円/件)}$$

なお、処理時間については、業務内容を区分し、それぞれの業務⁴にかかる時間を合算したものとする。

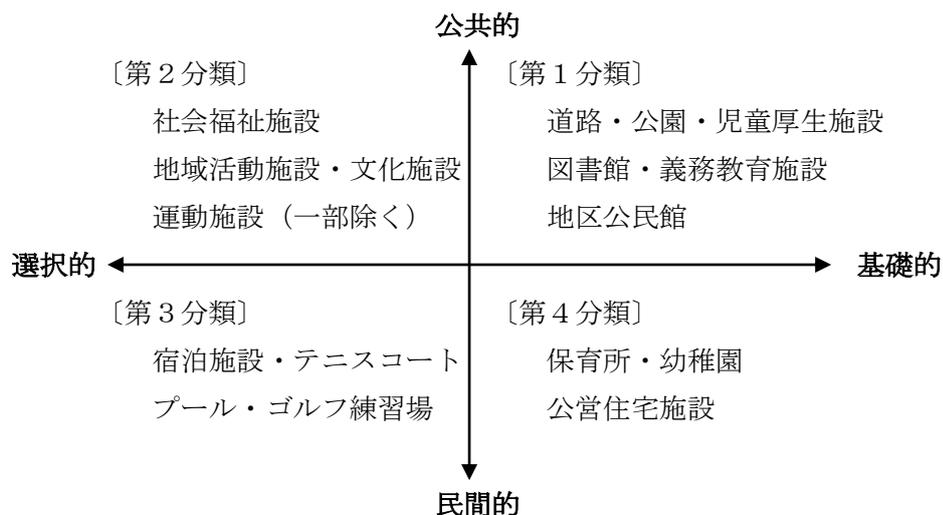
⁴ 業務内容 主な内容に、受付（受取・確認・台帳入力等）、調査（照会・審査・現地踏査等）、処理（起案・入力・証明書作成等）、交付（通知・発行・手数料領収等）がある。

②受益者負担割合

ア 使用料における負担の考え方

経費の全てを受益者に求めることは困難であることから、税金で負担する部分も必要となる。そこで、目的などから総合的な判断⁵を行い、公共性の高低や必要性の有無によって性質を分類し、適正な受益者負担の割合を設定する。

【概念図】



区分	考え方	受益者負担割合
第1分類	専ら行政が提供、基本的に公費負担	0%
第2分類	主に行政が提供、公費と受益者が負担	10%～50%
第3分類	民間も提供、基本的に受益者負担	60%～100%
第4分類	民間も提供するが主に行政、公費と受益者が負担	10%～50%

イ 手数料における負担の考え方

証明書の発行等における手数料は、特定の者の利益のために提供するサービスにかかる経費であることから、受益者の負担割合を100%に設定し、料金を定めることを原則とする。

③ 使用料等の設定基準

受益者負担の原則から算定額の全額負担を基本とする。ただし、他の自治体との共通事務に大きな差異が生じることは、受益者の理解を得ることが難しい

⁵ 平成22年方針において、次の基準を用いている。公共的（行政が中心となって提供しているもの）⇔民間的（市場原理に基づき提供されているもの） 基礎的（日常生活において必要不可欠なもの）⇔選択的（快適で潤いのある生活を営むためのもの）

こと、また、大幅な引き上げは市民生活に影響を及ぼすことから、基準の設定に関する諸条件を考慮し、設定料金を調整することとする。

④ 端数処理

算定額から使用料等を設定する場合、1円単位の金額になっているものについては、10円未満を切り捨てた金額とする。

(3) 減額・免除規定の見直し

使用料等は、利用者と利用しない者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の使用料等を支払うことを原則としながらも、地域や団体活動の支援・活動促進、あるいは緊急時や生活弱者等への配慮といった政策的な視点から、特例的に減額・免除の規定が設けられ、これまで施設利用率の向上と併せて一定の成果を納めてきた。

しかし一方で、団体利用に伴う減免措置により、利用者の固定化を招き、一部の集会施設や文化施設、体育施設等においては、全額免除措置の割合がほとんどを占めており、この免除部分は公費によって補填されていることから、負担の公平性の観点から課題が生じている。

平成22年方針においては、使用料に関して、減額・免除の対象とする範囲は、本来の目的や必要性に応じて可能な限り限定することとし、減額は5割を限度として極力低率で抑制することとしている。ただし、基準を大きく逸脱することのない範囲において、規定を設けることができることを受けて、現在も全額免除の規定が残っている。

(4) 稼働率の低い施設について

公共施設は、地域や住民の要望により施設整備が行われてきたものの、一部の施設においては、環境の変化等から施設利用の低迷が見受けられるものがある。稼働率の低下は、原価の上昇、ひいては使用料の増額につながる。適正な施設維持のためにも稼働率の向上を目指すこととする。

改善に努めたにもかかわらず、稼働率の向上が見られない施設においては、使用料の設定にも限界があることから、施設機能の転用や廃止を含めた抜本的な見直しを検討することとする。

4 使用料等の検証について

ここでは、前章にて述べた「受益者負担の原則」「算定方法の明確化」「減額・免除規定の見直し」を総合的に勘案するため、現在の状況を検証することとする。

(1) 使用料について

前章の算定方法の明確化において、原価等を求める①から④までの基本算定式を並べ替えると、以下のとおりとなる。

$$\text{経費（人件費＋物件費）（円）} \times \text{受益者負担割合（％）} =$$

$$\text{使用料（円）} \times \text{稼働率（％）} \times \frac{\text{施設の延べ面積（㎡）}}{\text{区画面積（㎡）}} \times \frac{\text{年間利用可能時間（h）}}{\text{利用時間（h）}}$$

◎ 右辺の数式の考え方

ここでは、中央公民館にある大集会施設を例に挙げる。

中央公民館大集会室（年間利用可能時間 4,847 時間、全体面積 1,929.72 ㎡）

面積	83 ㎡	利用時間	5 時間
使用料（5 時間）	2,500 円	稼働率	8.5%

右辺の式にそれぞれの数値を当てはめると…経費×受益者負担割合は、
 $2,500 \text{ 円} \times 8.5\% \times (1,929.72 \text{ ㎡} \div 83 \text{ ㎡}) \times (4,847 \text{ 時間} \div 5 \text{ 時間}) = \underline{4,789,367 \text{ 円}}$

一方、大集会室の年間利用時間から収入を考えると、

$4,847 \text{ 時間} \times \text{稼働率 } 8.5\% \times (2,500 \text{ 円} \div 5 \text{ 時間}) = 205,997 \text{ 円}$

大集会室では約 205,997 円の収入が入ることとなる。

大集会室の面積は全体面積の約 1/23 であることから、面積按分を加味すると、
 $205,997 \text{ 円} \times 23 = \underline{4,737,931 \text{ 円}}$ と上記の数値とほぼ同額となる。施設の管理原価は同じであることから、右辺は施設全体の使用料収入と読み取ることができる。

枠囲みの内容から、使用料の検証においては、以下の数式を基に行う。

$$\text{経費（人件費＋物件費）（円）} \times \text{受益者負担割合（％）} = \text{使用料収入（円）}$$

（事務所等管理施設が含まれる場合は、面積按分し、検証する）

経費に受益者負担割合を乗じたものが、使用料収入と見合っているかどうかを検証すると同時に、減額・免除を行っている施設においては、使用料収入の基準を大きく逸脱していないかどうか見極める。

施設の維持管理において、経費×受益者負担割合と使用料収入が密接な関係があることから、施設区分別に代表施設を挙げ、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間のデータを基に比較することとする。

ア 【第 1 分類】専ら行政が提供、基本的に公費負担（受益者負担割合 0 %）

1-1 公園

(1) 栗の里公園（減免なし）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	525,283	614,000	367,900	502,394
歳出（円）	5,737,343	6,142,379	5,801,611	5,893,778
負担割合（%）	9.2	10.0	6.3	8.5

(2) 五色浜公園（減免なし）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	892,602	933,720	719,254	848,525
歳出（円）	14,663,025	16,164,051	12,741,817	14,522,964
負担割合（%）	6.1	5.8	5.6	5.8

1-2 児童厚生施設

(1) 伊予市児童センター「みんくる」

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	-	0	0	0
歳出（円）	0	22,513,875	22,627,511	22,570,693
負担割合（%）	-	0.0	0.0	0.0

(2) 伊予市児童館「あすなろ」

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	0	0	0	0
歳出（円）	11,474,021	11,495,920	11,299,563	11,423,168
負担割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

1-3 図書館

(1) 図書館

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	0	0	0	0
歳出（円）	15,548,534	14,956,871	17,146,759	15,884,055
負担割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

1-4 義務教育施設（公費負担原則のため、代表例のみ掲げる）

(1) 翠小学校

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	73,740	74,900	84,040	77,560
歳出（円）	9,125,216	9,673,940	10,799,112	9,866,089
負担割合（%）	0.8	0.8	0.8	0.8

(2) 港南中学校

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	230,450	231,250	256,300	239,333
歳出（円）	52,147,185	50,821,919	54,716,659	52,561,921
負担割合（%）	0.4	0.5	0.5	0.5

1-5 地区公民館

(1) 中央公民館

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	0	328,630	0	109,543
歳出（円）	4,151,419	9,557,735	10,150,430	7,953,195
負担割合（%）	0.0	3.4	0.0	1.4

(2) 大平地区公民館

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	0	0	0	0
歳出（円）	190,571	190,571	1,003,507	461,550
負担割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

(3) 中村地区公民館

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	0	0	0	0
歳出（円）	190,571	190,571	1,181,364	520,835
負担割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 上野地区公民館

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	0	0	0	0
歳出（円）	825,412	565,384	2,137,083	1,175,960
負担割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

イ〔第2分類〕主に行政が提供、公費と受益者が負担(受益者負担割合 10%~50%)

2-1 社会福祉施設

(1)伊予市保健センター(減免あり)

	平成24年	平成25年	平成26年	3年間平均
歳入(円)	-	27,100	55,800	41,450
歳出(円)	-	8,537,671	10,950,585	9,744,128
負担割合(%)	-	0.3	0.5	0.4

(2)双海保健センター(減免あり)

	平成24年	平成25年	平成26年	3年間平均
歳入(円)	3,400	0	0	1,133
歳出(円)	2,474,287	2,857,503	2,324,268	2,552,019
負担割合(%)	0.1	0.0	0.0	0.0

(3)高齢者共同住居(減免なし)

	平成24年	平成25年	平成26年	3年間平均
歳入(円)	1,380,000	1,470,666	1,540,000	1,463,555
歳出(円)	5,506,250	3,017,250	3,018,000	3,847,167
負担割合(%)	25.1	48.7	51.0	38.0

2-2 地域活動施設

(1)彩浜館(減免あり)

	平成24年	平成25年	平成26年	3年間平均
歳入(円)	610,790	694,210	577,770	627,590
歳出(円)	7,613,935	5,664,499	6,132,615	6,470,350
負担割合(%)	8.0	12.3	9.4	9.7

(2)生涯研修センター「さざなみ館」(減免あり)

	平成24年	平成25年	平成26年	3年間平均
歳入(円)	442,900	756,200	522,810	573,970
歳出(円)	6,137,404	5,755,322	5,515,733	5,802,820
負担割合(%)	7.2	13.1	9.5	9.9

(3)なかやま農業総合センター(減免あり)

	平成24年	平成25年	平成26年	3年間平均
歳入(円)	131,240	191,230	242,070	188,180
歳出(円)	11,353,605	11,532,389	10,440,405	11,108,800
負担割合(%)	1.2	1.7	2.3	1.7

(4) なかやま林業センター (減免あり)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	0	0	0	0
歳出 (円)	347,075	422,828	323,897	364,600
負担割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

(5) ふたみ林業センター (減免あり)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	0	0	0	0
歳出 (円)	984,629	323,383	391,935	566,649
負担割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

(6) ふたみ翠地区ほたる水車小屋 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	0	6,820	5,800	4,207
歳出 (円)	72,633	72,756	1,089,178	411,522
負担割合 (%)	0.0	9.4	0.5	1.0

2-3 文化施設

(1) 緑風館 (減免あり)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	0	0	0	0
歳出 (円)	11,886,303	1,394,331	1,950,131	5,076,922
負担割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) ふるさと創生館 (減免あり)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	408,270	453,360	457,150	439,593
歳出 (円)	926,368	1,061,784	1,158,682	1,048,945
負担割合 (%)	44.1	42.7	39.5	41.9

(3) 野中ふれあい館 (減免あり)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	0	0	0	0
歳出 (円)	371,615	377,041	389,919	379,525
負担割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 下灘ふれあい館 (減免あり)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	0	0	0	0
歳出 (円)	348,940	359,055	402,694	370,230
負担割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

2-4 運動施設

(1) ふたみ農林漁業者トレーニングセンター (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	502,010	416,560	438,650	452,407
歳出 (円)	1,838,120	1,896,383	1,902,695	1,879,066
負担割合 (%)	27.3	22.0	23.1	24.1

(2) しもなだ運動公園 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	817,060	994,380	991,410	934,283
歳出 (円)	5,306,373	5,346,983	5,245,942	5,299,766
負担割合 (%)	15.4	18.6	18.9	17.6

ウ [第3分類] 民間も提供、基本的に受益者負担 (受益者負担割合 60~100%)

- 宿泊施設
- テニスコート
- プール
- ゴルフ練習場

(1) ウェルピア伊予 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	-	430,940,463	417,335,346	424,137,905
歳出 (円)	-	420,276,244	410,236,270	415,256,257
負担割合 (%)	-	102.5	101.7	102.1

(2) ふたみ潮風ふれあい公園 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	7,966,860	8,091,880	8,169,000	8,075,913
歳出 (円)	13,527,144	13,793,151	15,483,598	14,267,964
負担割合 (%)	58.9	58.7	52.8	56.6

(3) 秦皇山森林公園 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	1,058,700	1,607,000	1,670,370	1,445,357
歳出 (円)	4,528,214	4,093,826	4,286,361	4,302,800
負担割合 (%)	23.4	39.3	39.0	33.6

(4) 伊予港上屋 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	10,155,160	10,158,712	10,441,088	10,251,653
歳出 (円)	2,119,030	9,764,427	3,725,174	5,202,877
負担割合 (%)	479.2	104.0	280.3	197.0

エ [第4分類]民間も提供、主に行政、公費と受益者が負担(受益者負担割合 10%~50%)

4-1 保育所

(1) おおひら保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	5,566,000	4,530,000	5,963,500	5,353,167
歳出 (円)	28,096,677	27,352,134	30,467,690	28,638,834
負担割合 (%)	19.8	16.6	19.6	18.7

(2) なかむら保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	12,523,500	11,217,500	10,771,000	11,504,000
歳出 (円)	46,551,510	46,820,667	46,878,674	46,750,284
負担割合 (%)	26.9	24.0	23.0	24.6

(3) みどり保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	7,653,300	9,283,000	10,197,000	9,044,433
歳出 (円)	45,802,606	45,707,076	46,717,400	46,075,694
負担割合 (%)	16.7	20.3	21.8	19.6

(4) ぐんちゅう保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	34,794,000	33,828,200	39,837,200	36,153,133
歳出 (円)	122,041,600	113,466,947	112,888,268	116,132,272
負担割合 (%)	28.5	29.8	35.3	31.1

(5) とりのき保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	23,684,300	27,022,500	28,857,500	26,521,433
歳出 (円)	68,112,773	79,184,567	78,997,221	75,431,520
負担割合 (%)	34.8	34.1	36.5	35.2

(6) うえの保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	18,367,100	19,620,500	19,370,000	19,119,200
歳出 (円)	63,162,408	61,031,114	63,218,189	62,470,570
負担割合 (%)	29.1	32.1	30.6	30.6

(7) 中山保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	4,638,300	5,503,000	5,390,500	5,177,267
歳出 (円)	28,083,364	31,752,746	30,343,757	30,059,956
負担割合 (%)	16.5	17.3	17.8	17.2

(8) 佐礼谷保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	1,623,400	1,089,000	912,000	1,208,133
歳出 (円)	10,945,943	8,996,264	9,138,794	9,693,667
負担割合 (%)	14.8	12.1	10.0	12.5

(9) 上灘保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	7,653,300	7,656,000	9,020,000	8,109,767
歳出 (円)	30,387,517	30,854,399	32,607,538	31,283,151
負担割合 (%)	25.2	24.8	27.7	25.9

(10) 下灘保育所 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	7,653,300	7,849,000	7,218,000	7,573,433
歳出 (円)	38,147,422	35,560,725	33,400,303	35,702,817
負担割合 (%)	20.1	22.1	21.6	21.2

4-2 幼稚園

(1) からたち幼稚園 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	7,554,000	7,302,000	7,194,000	7,350,000
歳出 (円)	12,875,711	13,062,351	11,016,667	12,318,243
負担割合 (%)	58.7	55.9	65.3	59.7

(2) 北山崎幼稚園 (減免なし)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入 (円)	3,900,000	4,440,000	4,608,000	4,316,000
歳出 (円)	8,607,335	11,862,103	8,949,824	9,806,421
負担割合 (%)	45.3	37.4	51.5	44.0

(3) 伊予幼稚園（減免なし）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	4,848,000	4,860,000	5,256,000	4,988,000
歳出（円）	8,288,649	12,518,212	8,224,964	9,677,275
負担割合（%）	58.5	38.8	63.9	51.5

(4) 中山幼稚園（減免なし）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	3 年間平均
歳入（円）	1,302,000	1,194,000	1,272,000	1,256,000
歳出（円）	8,906,625	7,561,745	6,989,515	7,819,295
負担割合（%）	14.6	15.8	18.2	16.1

(2) 手数料について

手数料については、各市町における共通事務が多いことから、ここでは、近隣市町の直近の手数料を比較することとする。

近隣市町の手数料の比較（各市町手数料に関する条例に示す数値の抜粋）

		伊予市	松山市	東温市	大洲市	松前町	砥部町	内子町
1 戸籍	戸籍謄抄本	450	450	450	450	450	450	450
	戸籍記載事項証明手数料	350	350	350	350	350	350	350
	除籍全部・個人事項証明、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本	750	750	750	750	750	750	750
	除籍記載事項証明手数料	450	450	450	450	450	450	450
2 狂犬病予防	犬の登録料	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	予防注射済票交付手数料	550	550	550	550	550	550	550
	犬の鑑札再交付手数料	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	予防注射済票再交付手数料	340	340	340	340	340	340	340
3 廃棄物処理	動物の死体の収集、運搬及び処分手数料	400	400 ～ 1,100	—	500	—	1,050 ～ 2,100	500
	一般廃棄物処理業許可手数料	10,000	—	—	—	—	—	—
	浄化槽清掃業許可手数料	2,000	—	—	—	—	—	—
4 鳥獣保護	鳥獣飼養登録票の交付、更新若しくは再交付手数料	3,400	2,600	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400

	項 目	伊予市	松山市	東温市	大洲市	松前町	砥部町	内子町
5 屋 外 広 告 物	張り札（100枚につき）	50	50	50	50	50	50	50
	立て看板（1個につき）	70～ 120	120	70～ 120	70～ 120	70～ 120	70～ 120	70～ 120
	建物壁面塗装	120～ 600	—	120～ 600	120～ 600	120～ 600	120～ 600	120～ 600
	建物屋上利用 公告物	120～ 3,600	—	120～ 3,600	120～ 3,600	120～ 3,600	120～ 3,600	120～ 3,600
	野立公告物	120～ 3,600	—	120～ 3,600	120～ 3,600	120～ 3,600	120～ 3,600	120～ 3,600
	電柱等を利用 する公告物等	120～ 240	240	120～ 240	120～ 240	120～ 240	120～ 240	120～ 240
	停留所標識利用	120	120	120	120	120	120	120
	消火栓標識利用	240	240	240	240	240	240	240
	広告幕	480	480	480	480	480	480	480
	旗及びのぼり	70～ 120	120	70～ 120	70～ 120	70～ 120	70～ 120	70～ 120
	アドバルーン	480	480	480	480	480	480	480
	広告アーチ	1,800～ 3,600	120～ 6,000	1,800～ 3,600	1,800～ 3,600	1,800～ 3,600	1,800～ 3,600	1,800～ 3,600
照明装置を利用した 広告物等	1,200 ～ 9,500							
6 火 薬 類	火薬類の譲渡 しの許可手数料	1,200	—	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	火薬類の譲受 けの許可手数料	2,400 ～ 6,900	—	2,400 ～ 6,900	2,400 ～ 6,900	2,400 ～ 6,900	2,400 ～ 6,900	2,400 ～ 6,900
	煙火の消費の 許可手数料	7,900	—	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900

	項目	伊予市	松山市	東温市	大洲市	松前町	砥部町	内子町
7 税	優良宅地造成 認定申請手数料	88,000 ～ 890,000	88,000 ～ 890,000	86,000 ～ 870,000	86,000 ～ 870,000	86,000 ～ 870,000	86,000 ～ 870,000	86,000 ～ 870,000
	優良宅地新築 認定申請手数料	6,200～ 58,000	6,200～ 58,000	6,200～ 35,000	—	6,200～ 43,000	6,200～ 43,000	—
	住宅用家屋証 明申請手数料	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	租税公課に関 する証明手数料	300	300	300	300	300	300	200
8 臨時運 行許可	自動車臨時運 行許可申請手 数料	750	750	750	750	750	750	750
	二輪の小型自 動車の臨時運 行許可手数料	50	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
9 印鑑	印鑑に関する 証明手数料	300	300	300	300	300	300	200
	印鑑登録証の 交付手数料	300	300	300	300	300	300	200
10 住民基 本台帳	住民票及び戸 籍附票の写し の交付手数料	300	300	300	300	300	300	200
	住民票の記載 事項証明手 数料	300	250	300	300	300	300	200
	住民票の閲覧 手数料	300	300	300	300	300	300	200
	住民基本台帳 カード交付手 数料	500	500	500	500	500	500	500
	身分・身元 に関する証明 手数料	300	300	300	300	300	300	200

	項目	伊予市	松山市	東温市	大洲市	松前町	砥部町	内子町
11 個人番号	通知カード再 交付手数料	500	500	500	500	500	500	500
	個人番号カー ド再交付手 数料	800	—	800	800	1,000	—	—
12 その他	事務での動物 の飼養・収容 許可申請手 数料	6,010	—	6,010	6,010	6,010	6,010	6,010
	公簿・図面等 の閲覧手 数料	300	300	300	300	300	300	200
	地籍図及び集 成図	300～ 1,000	350	—	300	300	300	200
	1/50,000(A2) 全図	300	—	—	—	—	—	—
	都市計画図概 要図	750	1,050	—	300	—	500	—
	航空写真(A3)	500	—	—	—	—	—	—
	農地関係諸証 明手 数料	300	350	300	300	—	300	200
埋火葬に関す る証明手 数料	300	300	—	—	—	—	—	

※ 1 戸籍、8 臨時運行許可、11 個人番号に関しては、法定受託事務であり、国の標準金額に準ずる。

2 狂犬病予防、4 鳥獣保護、5 屋外広告物、6 火薬類、7 税の一部、12 その他の一部については、県条例等の上位法または権限委譲された際の基準額に準ずる。

3 廃棄物処理、7 税の一部、9 印鑑、10 住民基本台帳、12 その他の一部については、市町独自の設定による。

5 使用料等の見直しについて

(1) 使用料について

使用料の検証から、以下の内容を読み取ることができる。

〔第1分類〕施設内にある有料部分を除き、受益者負担の発生はない。

〔第2分類〕減免がない施設においては、適切な受益者負担割合とみられるものの、減免のある施設においては、適切でないものが多い。利用率の低い施設もある。

〔第3分類〕利用率の低い施設はあるものの、適切な受益者負担割合とみられる。

〔第4分類〕適切な受益者負担割合とみられる。

以上のことから、〔第2分類〕において施設にかかる経費と使用料のバランスに問題があることが分かる。これらの施設では、本来受けるべき受益者負担分と実際の収入との差額が市全体の負担となることから、利用しない者との公平性の観点から見直すべきと判断する。

主な要因として、市の補助金等交付団体等が使用する場合、全額免除となっていることが挙げられる。また、市の主催あるいは経費の一部を負担して共催する事業に関しても全額免除が認められている施設があることも、個々の施設における経費と使用料収入の関係を崩す一因となっている。特に一定の使用率がありながら、使用料収入がほとんどないという施設においては、減免基準を大きく逸脱していると言わざるを得ない。

適切な受益者負担の観点から、以下に掲げるような特殊な事情を除き、使用料の免除は行わないこととし、平成22年方針に掲げる5割を限度とする減額に留めることとする。市（附属機関等を含む。）が主催し、又は共催して利用する場合であっても、同様の考えとする。なお、免除の基準の設定については、行政改革推進本部会に諮ることにより、統一的な基準に努めることとする。

〔特殊な事情の一例〕

- ・法律の規定により、無料の取扱いをする場合
- ・災害その他の事故等により、施設を避難所として利用する場合
- ・施設利用の許可を受けた者又は利用者が、本人の責に帰することのできない理由によって利用をすることができなくなった場合
- ・指定管理者が管理する施設において、指定管理者が主催又は企画した事業に供する場合
- ・市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校等が教育・保育目的で利用する場合

使用料の算定に当たっては、減免を行っていない施設においてほぼ受益者負担率を満たしていること、また減免を行っている施設の稼働率がいまいなことから、今回は抜本的な改定は行わない。

ただし、平成 31 年 10 月から消費税が 10%に引き上げられる予定となっていることから、消費税が改定された場合は、速やかに施設使用料に反映することとする。また、上位法に根拠を得ているもの及び施設固有の課題があつて改定の必要が生じているものについては、別途検討し、定めることとする。

(2) 手数料について

手数料の現状は、近隣市町と比較してもほぼ同額であり、共通事務が多いことから、今回大幅な見直しは行わないこととする。

しかしながら、前項と同様、平成 31 年 10 月から消費税が 10%へ引き上げられる予定となっていることから、消費税率の上昇に係る物件費等の増加分に関し、他市町の動向も確認しながら、消費税転嫁の検討を行うこととする。上位法に根拠を得ているもの又は国県が示す基準等が定められているものについては、別途定めるものとする。

減額・免除の基準の統一については、基準を大きく逸脱することのない範囲において、規定を設けることができることとする。

6 実施スケジュール

(1) 実施時期

今後、使用料等の設定又は改定に当たっては、この見直しに基づき実施することとする。免除規定の改正は、平成 28 年度中に改正し、平成 29 年 10 月 1 日から適用、消費税の増税に伴う使用料等の改定は消費税増税時期に合わせて実施する。使用料の抜本的な見直しあるいは施設機能のあり方については、減免規定改正後の稼働率の動向を精査した上で検討・実施することとする。

(2) 定期見直し

今後も効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図る。

使用料等は、施設の管理経費の推移や社会情勢の変化に伴う施設ニーズの多様化など市民と行政の負担割合を適宜検証する必要があることから、原則 3 年ごとに見直すこととし、必要に応じて本方針の改正を行う。